

液化石油ガス法の基礎シリーズ

—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第14回)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「LP法の基礎」が上位を占めていました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったことから、高圧ガス保安法令及び液化石油ガス法令に関する連載を開始いたします。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて連載している、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆者：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を高圧ガス誌においても紹介しています。

第14回目となる7月号では、保安の高度化に伴う販売事業の許可制から登録制への移行、保安業務の新設等に係る液化石油ガス法改正の内容（1）というテーマで販売事業者に係る諸制度を紹介しています。

液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回 液化石油ガス法の誕生まで（1） 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.6
- 第2回 液化石油ガス法の誕生まで（2） 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.7
- 第3回 液化石油ガス法の誕生まで（3） 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.8
- 第4回 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.9
- 第5回 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.10
- 第6回 液化石油ガス法の運用開始は手探りで 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.11
- 第7回 LPガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.12
- 第8回 液化石油ガス設備士制度、認定調査機関制度の創設等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.1
- 第9回 一酸化炭素中毒等事故の多発と特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の制定及び液化石油ガス法施行規則の給排気関係基準の強化 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.2
- 第10回 地下街等の保安対策の策定等（静岡駅前ビル地下街のガス爆発事故を受けて）
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.3
- 第11回 ヤマハレクリエーション㈱「つま恋」内レストランでガス爆発事故発生等→料理飲食店等に対する末端閉止弁等に対する保安規制の強化等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.4
- 第12回 LPガスバルク供給システムの歩み（その1）関係業界の取組み 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.5
- 第13回 LPガスバルク供給システムの歩み（その2）LPガスバルク供給システム法制化に向けての動き
高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.6

保安の高度化に伴う販売事業の許可制から登録制への移行、保安業務の新設等に係る液化石油ガス法改正の内容（1）

高压ガス保安協会

山川 雅美

1 販売事業者規制の見直し

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」という。）が施行された1968（昭和43）年3月1日以降、液化石油ガス販売事業は、その販売所の所在地の行政管轄により、通商産業大臣（現経済産業大臣）、通商産業局長（現経済産業局長。法第95条に基づく権限の委任により施行令第13条で定めるところにより大臣権限が委任されている。）又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされていた。

この理由として、

- ① 高压ガス取締法（当時）において高压ガスの販売事業が許可制となっていること
- ② 一般消費者等の保安を確保するためには販売事業者にその義務を課すことが適当であり、そのために必要な技術的能力等を確保しているかどうか事前に審査することが適切であったこと
- ③ LPガスを販売する施設、設備について危険性の高いものについて事前に行政庁が検査をし、安全性の確認をする必要があったこと

によるものとされている。

しかしながら、1996（平成8）年1月19日に審議会に提出され、審議会の答申として正式にまとめられた液化石油ガス部会報告に

おいては、販売事業者規制見直しの必要性が次のように提言されている。

「以下の理由により、現行販売事業許可制は見直すべきである。

- ① 高压ガス取締法上販売事業を許可制としているもっとも大きな理由は高压ガスの販売をするためには高压ガスそのものを何らかの形で貯蔵する可能性があり、そのため高压ガスを貯蔵する施設の安全性を確認する必要があったからである。しかしながら、物流と商流とが分離しつつある現状においては、貯蔵施設については別途の規制が貯蔵施設そのものに課せられており、それにより貯蔵そのものの安全性を担保すれば十分であり、販売事業そのものを許可に係らしめる必要性が乏しくなっていること、
- ② さらに、液化石油ガス法においては、LPガス一般消費者等の保安を確保するために販売事業者に対して様々な義務を課し、これら保安業務を販売事業者が実施することを前提として、その技術的能力体制が基準を満たしているかを事前に審査するため許可制をとっているが、販売事業者が実施すべき業務が第三者に委託されている事例が増えている。したがって、それら保安業務を行う者を規制対象とすることが最も効果的であり、その場合に、販売事業そのものを事前許可制

にして販売事業者がそのような能力等を具備しているかについて同じ観点から事前審査することは必ずしも必要性がないこと、

- ③販売事業を許可する際に、販売施設と危険性の高い特定供給設備（一定の貯蔵量以上の貯蔵施設を用いてLPガスを供給する設備）については、使用前検査を行い、基準を満たしているか否か安全性を確認した上で許可処分を行っている。販売施設の安全性を確認するのは主としてLPガスを貯蔵する施設（容器置場）としての基準を満たしているかどうかを確認するためであり、①と同様に貯蔵の観点からの安全性を担保すれば十分であること。また、特定供給設備については、販売事業開始時に常に設置するものではなく、販売事業開始時と切り離し、特定供給設備を設置するときに許可申請する制度で差し支えないと考えられること。」

また、許可制を存続することの弊害として、次のように指摘している。

「別途保安機関制度を導入することが検討されていることから、同制度を導入した際に、販売事業の許可制をなお存続することについては、

- ①保安業務実施者（保安機関）への規制と二重規制になり、過剰規制となる。
- ②販売事業者、保安業務実施者の両者に義務がかかり責任がかえって不明確となる。
- ③「販売」行為を規制する社会的規制へ転化する懸念がある。

このため、販売事業許可制については見直しが必要である。」

2 販売事業者の責務

審議会報告では、次のように指摘されている。

販売事業者は、LPガスという危険性の高い物を消費者に提供する際の消費者との契約当事者であり、消費者へ提供するガスの保安サービスの内容を決定する最終権者である。したがって、販売事業者は、商行為全般及び適正な取引の維持に責任を有するほかに、保安に関しても以下の責務を有するべきである。

- ①保安義務の提供、内容の決定
- ②供給設備の技術基準維持
- ③消費者への情報提供
- ④販売の方法の基準の維持
- ⑤行政への報告
- ⑥帳簿記載
- ⑦消費者への損害賠償

また、販売事業者が行うべき「保安業務」については、保安機関に委託するか否か販売事業者の自由な選択にまかせるべき、またその一部を委託することも可能とすべきであり、さらに、業務主任者の選任を引き続き義務付けるべきであるとされた。

ただし、その際、次のように提言された。

- ①調査・点検業務の実施が保安機関へ移行することから、その役割について変更すること。
- ②業務主任者の役割の変更に伴い、業務主任者の再講習の周期を現行の3年に一度から長期化すること。
- ③OA化の進展等に伴い、一人の業務主任者が実施可能な業務が増加してきていることから選任の必要数について基準を引き上げ、必要数を減少させること。
- ④交通通信網の整備に伴い広域的な業務が

可能となってきたことから、販売所ごとに選任することを原則としつつも、消費者戸数、営業区域について一定の要件を定めた上で複数の兼任を認めることについて見直しを実施すべきである。

3 販売事業者への行政の関与

上述のとおり、販売事業者は、許可制が見直された後も、消費者の保安の確保に種々の役割を分担する。このため、行政庁は液化石油ガス法で販売事業者に義務付けられる業務について、販売事業者の行為を適正に把握し、違反行為等不適切な行為が見られた場合には、厳正な対処を行うことが必要である。

具体的には、行政庁は、販売事業者についてあらかじめその所在、業務の内容等保安に関する事項を把握した上で、必要に応じ、報告の徴収、立入検査、改善勧告・命令、業務停止命令等を通じ、また、消費者への適切な情報提供を通じ、販売事業者の保安義務の確実な履行を担保すべきである。

また、消費者に対する情報開示の観点から、消費者の求めに応じて常に情報を開示できるよう事業者の名簿を行政庁において整備すべきである。

このような考え方から、審議会報告は最後に次のように提言している。

「以上に鑑みれば、許可制を見直した後の販売事業者規制については、要件を満たす事業者は誰でも参入が可能であり、また、行政庁が提出書類により事業開始前に事業者の保安体制を確認し、保安に関する要件を満たしていない事業者に対しては改善のための指導等が可能であり、さらに改善命令に従わない等保安に係る義務を著しく怠った場合に取消

しが可能であり、これに加え、事業者の一覧（登録簿）及び個々の事業者が要件を的確に満たしていることを証する書面（登録証）を消費者等に提示することが容易な、登録制を採用すべきである。」

また、別途新設される保安業務の実施義務、委託制度に関連して、消費者の保安を確保するため、販売事業者は、消費者に対し、保安業務の内容を的確に伝えることが必要不可欠であるとし、消費者との契約時に交付する書面に関して、保安業務の記載内容についてより明確化すべきであるとしている。

4 認定液化石油ガス販売事業者制度の創設

このときの審議会報告においては、マイコンメータを利用した集中監視システムの普及等自主保安の進展に伴い、保安確保手法の多様化・高度化に対応し、インセンティブ規制を導入し、「液化石油ガス販売事業者の認定制度」を新設することも提言された。

5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（法律第14号）（平成8年3月31日公布・一部を除き平成9年4月1日施行）の概要

①液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。（法第3条第1項 許可制から登録制へ）

②液化石油ガス販売事業者は、(中略)保安確保機器の設置及び管理の方法が(中略)省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。

(法第35条の6 認定制度の新設)

(認定要件の改正経緯)

- i 認定販売事業者告示(平成9年3月13日通商産業省告示第121号)第4条により、マイコンメータ等により集中監視が可能である一般消費者等の数の割合が70%以上であることが認定の要件。(平成9年4月1日施行。平成28年4月1日以降は第1号認定液化石油ガス販売事業者についての要件に移行)
- ii 平成28年3月22日省令第26号による施行規則改正により、規則第46条第1号による認定を受けた者(マイコンメータ等により集中監視が可能である一般消費者等の数の割合が70%以上。以下「第1号認定販売事業者」という。)及び規則第46条第2号による認定を受けた者(マイコンメータ等により集中監視が可能である一般消費者等の数の割合が50%以上70%未満。以下「第2号認定販売事業者」という。)に分けられた。(平成28年4月1日施行)

③認定液化石油ガス販売事業者は、(中略)選任すべき業務主任者の数その他業務主任者の選任の方法について(中略)省令で定める基準に従って業務主任者を選任することができる。(法第35条の8 認定液化石油ガス販売事業者の特例1)

イ 認定を受けない液化石油ガス販売事業者の場合は、その販売する一般消費者等の数が1000未満の販売所にあつては1、

1000以上の販売所にあつては2に一般消費者等の数が1000以上で2000を増すごとに1を加算した数以上の業務主任者を選任しなければならない。(規則第22条第1項。平成9年4月1日施行)

ロ 認定液化石油ガス販売事業者の場合は、販売所ごとに次の(イ)及び(ロ)を合計した数をイの一般消費者等の数とし、当該販売所の業務主任者を選任することができる。(規則第49条)

(イ) 当該販売所に係る一般消費者等のうち認定対象消費者の数の3分の1を乗じ小数点以下を切り上げた数

(ロ) 当該販売所に係る一般消費者等から認定対象消費者の数を減じた数

(平成9年4月1日施行。平成28年4月1日以降は第1号認定液化石油ガス販売事業者についての特例に移行。第2号認定液化石油ガス販売事業者については、この特例は適用されない。)

④認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等であつて、保安確保機器により保安が確保されている者についての保安業務を行う保安機関は、(中略)供給設備の点検の方法その他保安業務の方法について(中略)省令で定める基準に従って保安業務を行うことができる。(法第35条の9 認定液化石油ガス販売事業者の特例2)

(点検、調査の周期の特例の改正経緯)

i 平成9年3月10日省令第11号による施行規則の全部改正により、認定液化石油ガス販売事業者については、供給設備の点検項目及び消費設備の調査項目(主として4年に一回の点検又は調査)の一

部が、10年に一回以上とされた。(規則第50条第2号)

(認定液化石油ガス販売事業者へのインセンティブの付与。平成28年4月1日以降は第1号認定液化石油ガス販売事業者についての特例に移行。第2号認定液化石油ガス販売事業者については、この特例は適用されない。)

- ii 平成28年3月22日省令第26号による施行規則改正により、認定対象消費者が設置する燃焼器のすべてについて一酸化炭素中毒防止のための対策を講じている場合は、4年に一回の点検又は調査の周期を5年に一回とする。(第1号認定液化石油ガス販売事業者についての特例。第2号認定液化石油ガス販売事業者については、この特例は適用されない。規則第50条第3号、第5号の追加。平成28年4月1日施行)

(緊急時対応の特例の改正経緯)

- i 平成9年3月10日省令第11号による施行規則の全部改正により、液化石油ガス販売事業者に保安業務を実施することが義務付けられ、そのうち緊急時対応については、保安業務告示第2条第3号口の規定により、「一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が規定されたが、認定販売事業者について次のように例外が認められた。
「緊急時対応を行う保安機関は、当該保安業務を行う事業所から半径40キロメートル以内の認定対象消費者に対する緊急時対応については、保安業務告示第2

条第3号口の要件に適合しているものとみなす。」(認定販売事業者告示第7条。認定液化石油ガス販売事業者へのインセンティブの付与。平成28年4月1日以降は主として第2号認定液化石油ガス販売事業者についての特例に移行。第1号認定液化石油ガス販売事業者については、iのインセンティブに加えて、iiの条件に該当する場合は、さらに緩和された特例となった。)

- ii 平成28年3月22日省令第26号による施行規則改正により、「第1号認定販売事業者に係る認定対象消費者が設置する燃焼器(その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者以外の者である場合にあっては、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガスストーブに係る燃焼器に限る。)の全てについて一酸化炭素中毒防止対策を講じている者に対し、緊急時対応を行う保安機関は、当該保安業務を行う事業所から半径60キロメートル以内の認定対象消費者に対する緊急時対応については、保安業務告示第2条第3号口の要件に適合しているものとみなす。」とされた。(認定販売事業者告示第7条に第2項を追加。平成28年4月1日施行)

(参考)平成28年3月22日省令第26号による施行規則改正により、平成28年4月1日から施行された認定販売事業者のインセンティブについて、認定販売事業者告示第7条による内容を図1～3に簡略に示したので参考にされたい。

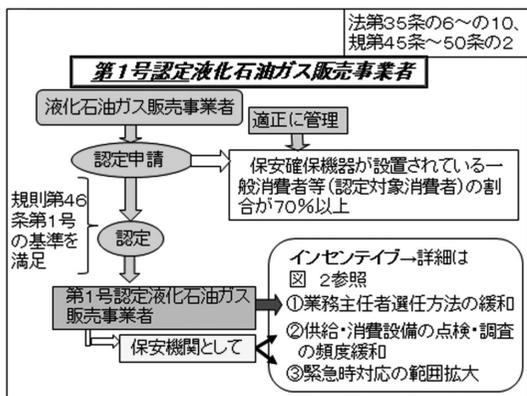


図 1

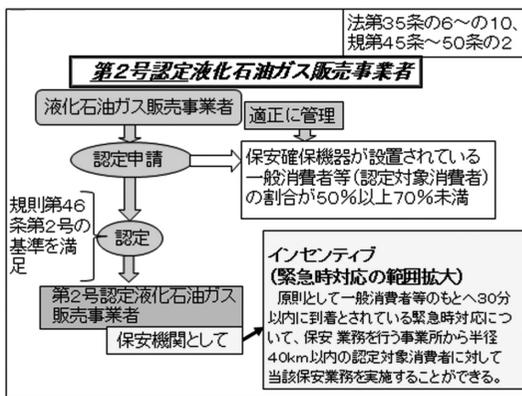


図 3

規50条第1号、第2号、第3号、
認定販売事業者告示第7条

第1号認定液化石油ガス販売事業者のインセンティブ

- ① 業務主任者の選任に当たって、その基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者の数の3分の2を減ることができる。
- ②-1 認定対象消費者に対する4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部が、供給開始時及び10年に1回以上の実施でよい。
- ②-2 所定の一酸化炭素中毒防止対策を講じている燃焼器又はCO警報器(運動遮断が必要)を設置する認定対象消費者に対する点検及び調査(10年に1回以上の項目を除き、4年に1回以上とされている項目)の一部が、供給開始時及び5年に1回以上の実施でよい。
- ③ 原則として一般消費者等のもとへ30分以内に到着とされている緊急時対応について、保安業務を行う事業所から半径40km(所定の一酸化炭素中毒防止対策を講じている燃焼器などを設置する認定対象消費者に対しては60km)以内の認定対象消費者に対して当該保安業務を実施することができる。

図 2

参考文献

「高圧ガス及び火薬類保安審議会 高圧ガス部会 液化石油ガス部会答申全文とその解説」通商産業省環境立地局保安課編著 平成8年3月1日 石油産業新聞社発行

山川雅美 (やまかわ まさみ)



©MPC